

神戸市人と猫との共生推進協議会 第４回定例会議 出席者名簿

○構成団体

所属	職名	氏名
公益社団法人 神戸市獣医師会	会長（協議会会長）	中島 克元
	会計理事（協議会事業部会長）	岸本 英一
	事業担当委員	橋本 裕規
NPO 法人 神戸猫ネット	理事長	杉野 千恵子
	副理事長	高野 稔
	事務局長	下村 美鈴
公益社団法人 日本動物福祉協会	顧問	山口 千津子
公益社団法人 日本愛玩動物協会	兵庫県支所 会員	加藤 智子
公益社団法人 Knots	事務局長	田中 久美子
株式会社 フェリシモ	CFV 事業本部 生活雑貨事業部 猫部グループ 主席係長	松本 竜平
	同猫部グループ 主席係長	西尾 聡子
ネスレ日本株式会社	ネスレ ピュリナ ペットケア マーケティング統括部 デジタル&E コマースユニット 部長	野村 裕彦
	同統括部 デジタル&E コマースユニット	内記 利宏
神戸市商店街連合会	事務理事兼事務局長	小竹 敏夫
欠 席		
神戸市自治会連絡協議会		
神戸市婦人団体協議会		
株式会社 神戸新聞社		

○規約第５条第４項に基づく出席者

神戸市	保健福祉局健康部生活衛生担当部長	森川 功一
	保健福祉局健康部動物衛生担当課長	竹原 孝弘

神戸市人と猫との共生推進協議会 第4回定例会議

1. 日 時：平成30年3月20日（火）14：00～16：00

2. 場 所：神戸市勤労会館4階特別会議室

3. 出席者：別紙 名簿参照

4. 議 事

【報告事項】

(1) 事業部会開催状況・・・P2～4

- ・15回開催（3月27日（火）に第16回事業部会予定）

(2) 野良猫の繁殖制限事業の実施状況（30年2月末時点）・・・P5～6

- ・支援申込件数：242件、情報提供件数：157件（33件支援申込と重複）
- ・対策区域の選定件数：支援申込216件、情報提供54件（28件は支援申込と重複）
- ・30年2月末現在手術数：1,813匹

(3) 猫の譲渡の推進事業の実施状況・・・P7

- ・HPでの譲渡会情報提供：現在10団体掲載

(4) 市役所1号館2階市民ギャラリー「人と猫との共生展示」・・・P8

- ・2月19日（月）～25日（日）各構成団体より出展 来場者399名

(5) ネコ市ネコ座（29.12開催）アンケート集計結果 回答者563名・・・P9～13

(6) 募金箱の作成と設置

【協議事項】

(1) 平成30年度事業計画案・・・P14～15

(2) 平成30年度予算案・・・P16

平成29年度決算見込み（参考）・・・P17

(3) 人と猫との共生ガイドライン骨子案・・・P18～24

(4) 篤志者感謝状贈呈授与規程案・・・P25

【感謝状贈呈】

株式会社フェリシモからの寄付金（200万円）に対する感謝状

【連絡事項】

(1) 神戸市より（条例の取組み等）・・・P26

(2) 出席者より

神戸市人と猫との共生推進協議会事業部会開催状況

1. 第1回

日時：平成29年4月17日（月）15：30～

場所：神戸市役所危機管理センター

議事：部会長選出、今後の事業部会の進め方ほか

2. 第2回

日時：平成29年4月21日（金）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：第1回野良猫繁殖制限事業の案検討、事業部会細目の様式検討ほか

3. 第3回

日時：平成29年5月15日（月）14：00～

場所：神戸市役所地域保健課

議事：第1回野良猫繁殖制限事業の決定（兵庫区上三条、湊山町）、支援申込8件について審議し、支援決定。

※ 5月26日（金）神戸市役所記者クラブで記者発表。5月29日（月）11社現地取材。

4. 第4回

日時：平成29年6月6日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：支援申込11件を審議し、10件支援決定。情報提供24件のうち8件について直営で実施を決定。

5. 第5回

日時：平成29年6月20日（火）14：00～

場所：神戸市役所地域保健課

議事：支援申込11件を審議し、10件支援決定。情報提供2件を審議し、いずれも直営で実施を決定。

6. 第6回

日時：平成29年7月18日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：支援申込41件を審議し、40件支援決定。

7. 第7回

日時：平成29年8月8日（火）14：00～

場所：神戸市中央区総合庁舎東部衛生監視事務所

議事：支援申込40件を審議し、すべて支援決定。第2回定例会議の日程、議題について検討。

8. 第8回

日時：平成29年8月23日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：支援申込23件を審議し、12件支援決定。11件については、協議会が実地調査をし、次回の部会で審議。

9. 第9回

日時：平成29年9月19日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：第8回で実地調査をした11件のうち、6件について支援決定。新たに申請があった28件について審議し、活動団体登録がある7件について支援決定し、21件については実地調査等により次回の部会で審議。情報提供2件について支援決定。

10. 第10回

日時：平成29年10月2日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：支援申込25件中17件について支援決定。動物管理センターの手術室の活用について検討。

1 1. 第 11 回

日時：平成 29 年 10 月 24 日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：ネコ市ネコ座神戸への参加について検討。支援については追加予算が認められるまで保留とした。

1 2. 第 12 回

日時：平成 29 年 11 月 28 日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：追加予算 600 万円の計画的執行と野良猫繁殖制限事業選定基準のマニュアル化することについて協議。

1 3. 第 13 回

日時：平成 29 年 12 月 20 日（水）14：00～

場所：三宮ベンチャービル会議室

議事：支援申込 32 件中 17 件について支援決定。定例会議の議題（猫の適正管理ガイドライン）等について検討。

1 4. 第 14 回

日時：平成 30 年 1 月 23 日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：支援申込 13 件について支援決定。市民ギャラリー展示会の内容検討。

1 5. 第 15 回

日時：平成 30 年 2 月 20 日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：支援申込 7 件、情報提供 7 件について支援決定。繁殖制限事業における指導員の育成について検討。

野良猫繁殖制限事業実施状況

(30年2月28日現在)

1. 寄せられた野良猫繁殖制限の要望数

①地域猫等の支援申込件数

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
支援申請	14	3	32	38	31	32	32	36	24	242 件
手術対象数	126	33	177	285	268	324	313	287	190	2,008 匹

②野良猫の多い地域に関する情報提供件数

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
情報件数	8	4	20	15	24	23	33	24	6	157 件

※33 件は支援申込と重複

2. 対策区域の選定状況

①地域猫等の支援申込分

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
支援件数	13	2	30	35	24	30	30	33	19	216 件
手術対象数	120	27	171	219	248	312	303	282	161	1,843 匹

②野良猫の多い地域に関する情報提供分

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
支援件数	4	1	6	6	12	8	10	6	1	54 件

※28 件は支援申込と重複。

3. 野良猫繁殖制限事業による手術匹数

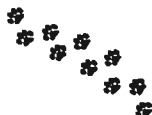
①月別、雌雄別

月	雄	雌	合計
29.5月	10	9	19
6月	38	72	110
7月	150	174	324
8月	132	120	252
9月	172	181	353
10月	135	130	265
11月	29	44	73
12月	47	56	103
30.1月	52	54	106
2月	113	95	208
計	877	936	1,813

②区別

東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
103	17	164	248	247	226	357	280	171

はじめまして！
名前は、**みにゃと**です！
よろしくニャン♪



譲渡会情報

協力者募集

ご支援のお願い

神戸市

人と猫との共生に関する条例

平成29年4月1日スタート

野良猫の繁殖制限・保護猫の譲渡促進

神戸市

人と猫との共生推進協議会



最新情報

協議会について

繁殖制限事業

地域猫活動との連携

飼い主・給餌者の方へ

地域住民の皆さんへ

関連リンク

譲渡会情報

KOBE

ペットと共に楽しく暮らせる街のために

・神戸市近辺の「猫の譲渡会」

※譲渡会以外でも常時譲渡の募集を行っています。

※譲渡の条件は開催者によって異なります。詳しい条件については各団体にお問い合わせください。

・譲渡会開催情報の提供方法については、[こちら](#)をご参照ください。

開催者	開催日時	開催場所
猫のミーナ	・2018年3月21日（水） 13：00～15：00 毎月第1日曜日 開催	神戸市中央区江戸町100番地 神戸旧居留地 高砂ビル 1階
Cat Cafe ニャーニャの森	・2018年3月24日（土） 13：00～15：00 毎月最終土曜日 開催	神戸市東灘区岡本3丁目7-9 ラヴィール岡本 B1F Cat Cafe ニャーニャの森
伊川谷ねこクラブ	・2018年3月25日（日） 13：00～15：30 ・2018年4月8日（日） 13：00～15：30	神戸市西区玉津町田中588-1 （株）セレクトホーム 神戸市西区北別府4-21-3 リオン動物病院
ねこクラブたま	・2018年4月15日（日） 13：00～15：30	神戸市西区月が丘5-1-12 月が丘地域福祉センター
NPO法人 神戸猫ネット （株）フェリシモ 猫部	・2018年5月13日（日） 12：30～15：00（入場は14：30迄） 2か月毎に1回 開催	神戸市中央区浪花町59番地 神戸朝日ビル21階（株）フェリシモ
猫クラブ く～にゃん	毎月2回 開催	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目3-1 ヤナイビル2F 猫クラブ く～にゃん
神戸ノネコTNR実行委員会 （株）フェリシモ 猫部		
チーム命の輪		
桜が丘ハートねこクラブ		
神戸市動物管理センター／神戸市	常時	

・「保護猫カフェ」※常時譲渡の募集を行っています。

Cat Cafe ニャーニャの森	神戸市東灘区岡本3丁目7-9 ラヴィール岡本B1F／078-414-7870
cat cafe ねるこ	神戸市須磨区戎町4丁目1-12 川口ビル2F／090-8538-2290
猫クラブ く～にゃん	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目3-1 ヤナイビル2F／080-3826-8428
cat cafe ししま屋	神戸市垂水区神田町2-3 青木ビル3階

神戸市

特設ウェブサイト



神戸市 ネコ局

公式フェイスブック



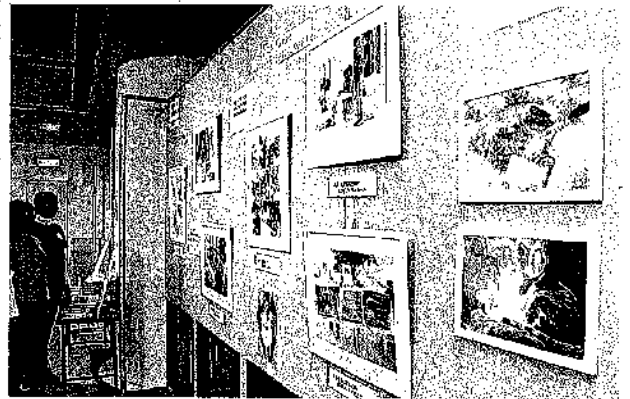
猫が歌う！ にゃかペラKOBE



動物愛護支援事業へのご寄付のお願い

人と猫 共生へ啓発展

市役所 パネルや写真60点



地域で保護された猫の写真などを紹介するパネル展＝神戸市役所

野良猫の殺処分ゼロを目指す神戸市は、市役所1号館2階の市民ギャラリーで、繁殖制限などの取り組みを紹介するパネル展を開いている。地域や新しい飼い主のもとで暮らす猫の写真など約60点が並ぶ。

繁殖制限などは、市と市獣医師会、NPO団体でつくる「人と猫との共生推進協議会」が進める。同協議会は2017年度、「地域猫活動」として、野良猫の餌やりやふんの処理、不

妊治療を受けさせる取り組みを進める市の登録団体に対し、活動費を支援している。パネル展では、その活動内容とともに、18年1月までに市内222カ所で計1605匹の繁殖制限を行った実績を紹介している。

会場では他に、同協議会構成団体のNPO法人「神戸猫ネット」による保護活動や猫の譲渡会の写真を展示。仮想現実（VR）の映像を見られるゴーグルを装着し、保護された猫の愛らしさを体感してもらう企画もある。

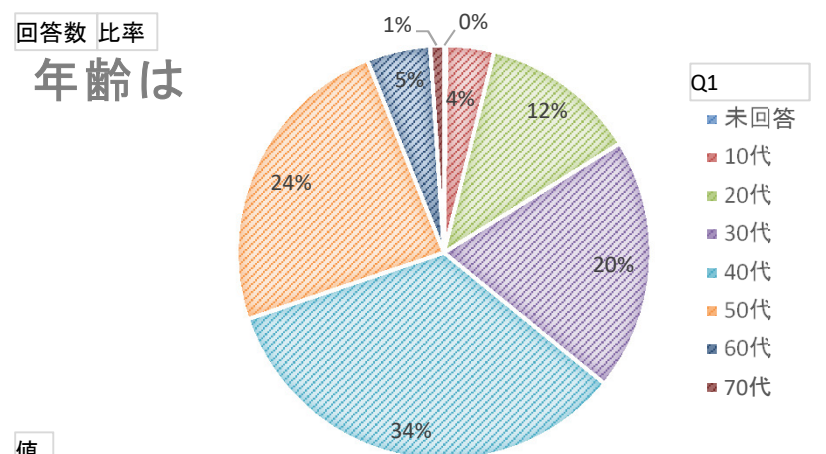
午前10時～午後5時。25日まで。入場無料。市生活衛生課 ☎078・322・5264
(若林幹夫)

ネコ市ネコ座アンケート調査結果

神戸市人と猫との共生推進協議会

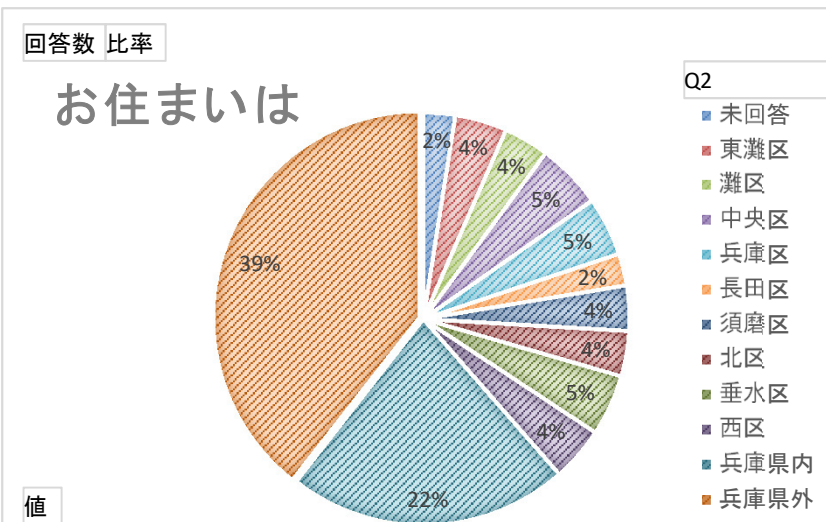
Q1年齢は	回答数	比率
未回答	1	0.18%
10代	21	3.73%
20代	69	12.26%
30代	111	19.72%
40代	191	33.93%
50代	136	24.16%
60代	28	4.97%
70代	6	1.07%
総計	563	100.00%

回答数 比率
年齢は



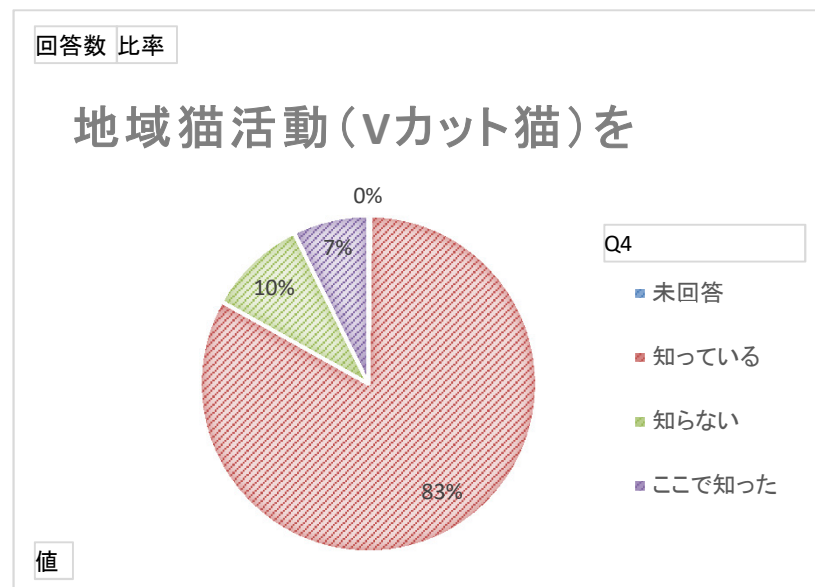
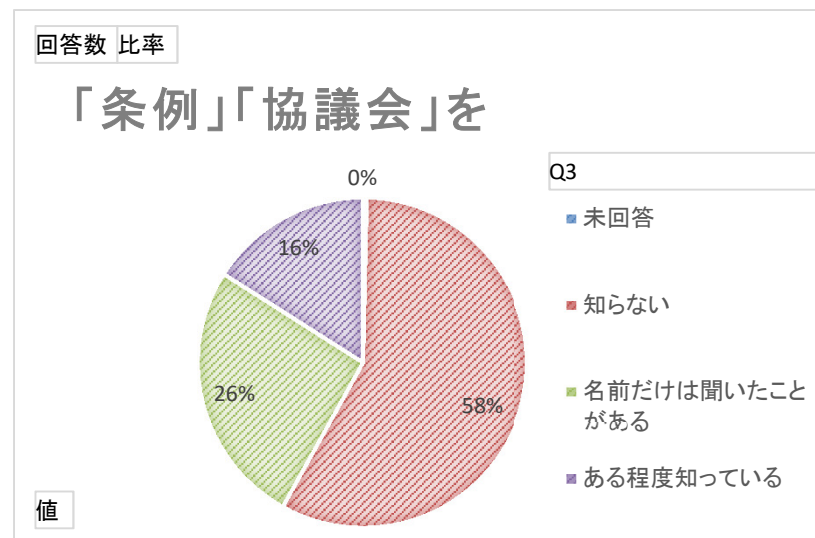
Q2お住まいは	回答数	比率
未回答	14	2.49%
東灘区	23	4.09%
灘区	20	3.55%
中央区	29	5.15%
兵庫区	26	4.62%
長田区	14	2.49%
須磨区	20	3.55%
北区	20	3.55%
垂水区	27	4.80%
西区	24	4.26%
兵庫県内	124	22.02%
兵庫県外	222	39.43%
総計	563	100.00%

回答数 比率



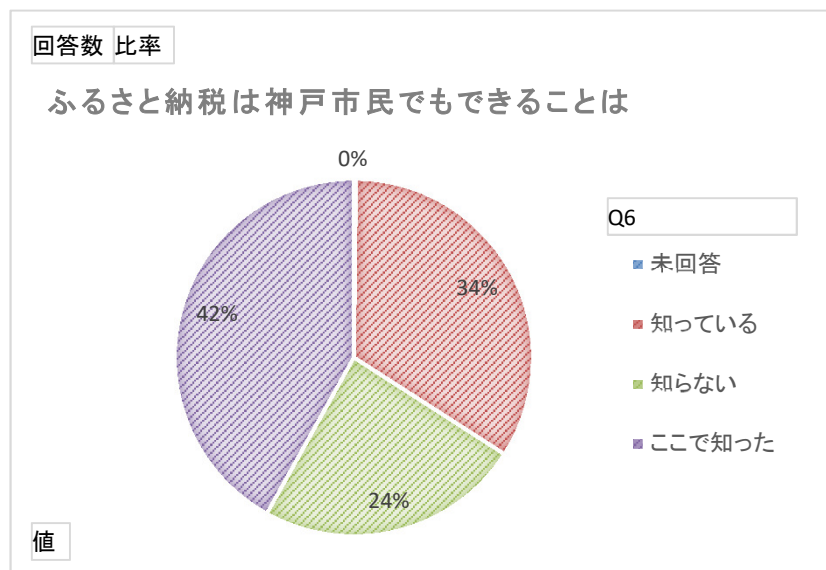
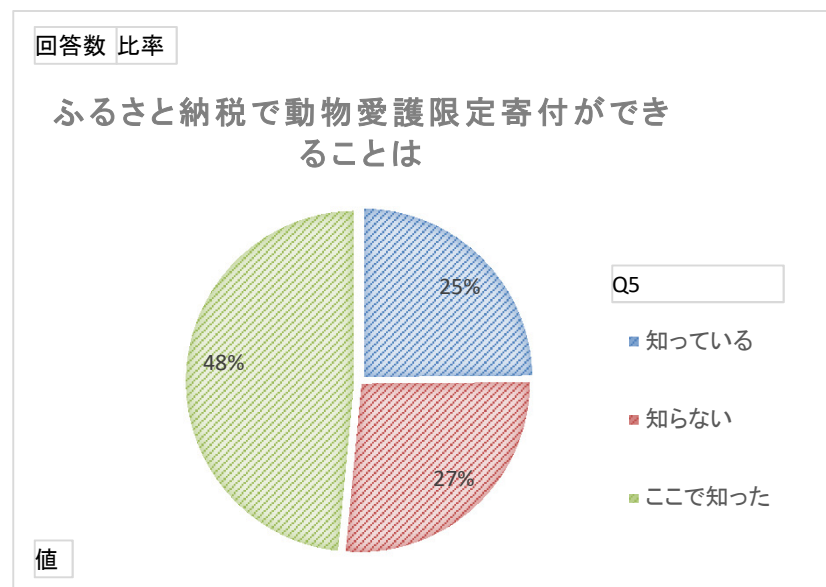
Q3「条例」「協議会」を	回答数	比率
未回答	2	0.36%
知らない	325	57.73%
名前だけは聞いたことがある	146	25.93%
ある程度知っている	90	15.99%
総計	563	100.00%

Q4地域猫活動（Vカット猫）を	回答数	比率
未回答	1	0.18%
知っている	467	82.95%
知らない	54	9.59%
ここで知った	41	7.28%
総計	563	100.00%



Q5ふるさと納税で動物愛護限定寄付ができることは	回答数	比率
知っている	140	24.87%
知らない	150	26.64%
ここで知った	273	48.49%
総計	563	100.00%

Q6ふるさと納税は神戸市民でもできることは	回答数	比率
未回答	1	0.18%
知っている	191	33.93%
知らない	135	23.98%
ここで知った	236	41.92%
総計	563	100.00%



意見欄

- ・兵庫区の中央市場でTNRが行われているのを見ました。元の場所に戻っていない猫もいます。中央市場で餌を食べれない猫を見ると心が痛みます。もっと猫のことに理解を持ってほしい。（西区・50代）
- ・猫は野良になりやすいのですか？オスはよく家出して帰ってこなくなってしまうことがあるからでしょうか？もっと活動を広く周知させる方法があればいいと思います。飼い主の意識を向上させる教育など。無責任な飼い主がいなくなればいいと思います。（豊中市・50代）
- ・苦情を言う人に対して地域猫活動をもっと知ってほしいと思った。協力してほしいと思ってもすごく難しい。兵庫区のほう、市場ネコ、地域ネコ スペースと、ささえてくれる人がいたらな。（加古川市・30代）
- ・ステキな活動だと思います。他府県でも増えることを願います。（大阪府・50代）
- ・TNRにもお金がかかるし地域猫にもお金はかかる。ボランティア（個人）やNPOはどこの地域も資金不足だろうからいいシステムだと思います。（大阪市・50代）
- ・神戸市はほかの自治体に比べ野良猫の保護等の活動に力を入れられていると感じています。動物関連の仕事をしているのですが、微力ながらご協力できればと思っています。（灘区・30代）
- ・住宅ローン減税があるので、普通に寄付して、返礼品がもらえるといいと思います。（垂水区・40代）
- ・グッズを作ってその収益を活用してみるのはどうでしょう。神戸市民ではありませんが活動が近隣の市民としてうらやましいと思いました。（芦屋市・50代）
- ・「みにゃと」のキャラクターがかわいいので、グッズを作って、収益を事業に活用したら良いのではないかと思います。きぐるみも作ってください。（市川町・50代）
- ・うちの近所にいたノラ猫をみんなかわいがり、そのコがいつもコープの前にいるので、水や牛乳やエサをコープで買ってあげていた。通りかかった人同士でおしゃべりしたり、「地域ネコやなー！」と思ってたのに…衛生上の問題か、コープの人がネコを追放したことがあった。みんなネコがいなくなりがっかりした。なんかいい方法はなかったものかと思います。（後日、そのコに自分の子を紹介されました）（中央区・50代）
- ・先進国の日本でこれだけの数の動物たちが殺処されていることは恥です！！神戸市として日本の代表都市としてがんばって頂きたいです！！（垂水区・40代）
- ・やり方がややこしそうでやろうと思えない。（明石市・30代）
- ・保護猫への予算・活動費を増やしてください。神戸市最近頑張ってくれてます。（兵庫区・20代）
- ・TNRの予算をもっと増やしてください。今年度よりも来年度は大幅に増やしてください。（長田区・20代）
- ・これを機会にふるさと納税しようと思いました。（東灘区・20代）

- ・返礼品不要の選択を作って頂きその分を少しでも猫助けのために使ってほしいと思います。（中央区・40代）
- ・猫の保護に関する情報がもっと知れる機会があればいいなあ（中央区・30代）
- ・今回のイベントでいろいろ知ったことがあったので良かったです。ふるさと納税もぜひすぐにでもしたいです。ありがとうございました。（須磨区・40代）
- ・地域猫の活動のおかげでむやみに外ねこが増えなくなり猫の為にはいいことだと思うのですが反面仔猫を見かけなくなったのがさびしいかな。（中央
- ・神戸のとりくみすばらしいですね。私のくらす香川県はあいかわらず犬猫殺処分ワーストをつづけています。なかなか行政の腰がおもく私たちボランティアもへとへとです。ぜひこのとりくみを全国へと発展させて下さい。（香川県宇多津町・40代）

平成 30 年度 事業計画案

1. 地域猫活動と連携した野良猫の繁殖制限**(1) 野良猫の繁殖制限事業**

野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において不妊去勢手術を計画的・集中的に実施していくことにより、効果的な繁殖抑制に取り組んでいく。

- ① 野良猫に関する情報をもとに獣医師等で構成された事業部会において、「野良猫繁殖制限事業選定マニュアル」で定めた選定基準に沿って審査を行い、猫の生態や行動範囲に基づき繁殖制限対策区域（以下「対策区域」という。）の設定
- ② 対策区域ごとに、地区別計画の策定
- ③ 野良猫の不妊去勢手術の実施
 - ・対策区域内で活動する地域猫活動団体が地区別計画に基づいて事前周知・野良猫捕獲・不妊去勢手術実施場所への搬入・もとの場所へのリリース等を行う場合における、不妊去勢手術の実施（約400匹）
 - ・対策区域に地域猫活動団体が存在しない場合における、構成団体及び協力者による繁殖制限事業の実施（約700匹）
- ④ TNR協力者のうちから指導者を養成し、TNR作業現場においてTNR実施者の指導を行い、本事業の円滑な推進に資する。
- ⑤ 事後の調査及び検証方法の検討

(2) 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業にかかる協力者（協力獣医師、TNR協力者）の募集・登録**2. 野良猫の給餌・糞尿等に関する助言指導**

- (1) 人と猫との共生に関するガイドラインの策定
- (2) 野良猫の繁殖制限事業に伴う不適正な給餌者に対する指導助言
- (3) 神戸市と連携した指導助言

3. 猫の譲渡の推進

- (1) 市域で保護された猫の譲渡会情報の収集、発信
- (2) 猫の譲渡会場提供者の情報収集

4. その他

- (1) 定例会議の開催
- (2) ホームページの作成および事業実施状況等の公表
- (3) 寄付金、募金の収集
- (4) 神戸市への事業内容等の報告
- (5) その他神戸市との連携

平成 30 年度 事業収支予算案

(一般会計)

収入の部

平成30年4月1日～平成31年3月31日 (単位: 円)

科目	予算額	29年度 当初予算額	摘要
1. 「神戸市人と猫との共生推進協議会事業費」補助金	11,000,000	11,000,000	神戸市から
2. 寄付	100,000		募金
合計	11,100,000		

支出の部

平成30年4月1日～平成31年3月31日 (単位: 円)

科目	予算額	29年度 当初予算額	摘要
1. 野良猫繁殖制限事業費	10,210,000	9,600,000	不妊去勢手術費用1,100匹 (地域猫約400匹、地域猫以外700匹) 現地作業等の実費弁償 (30か所*5名*3日) 印刷経費 (事前周知チラシ、猫管理票等)
2. 野良猫の給餌等に関する指導助言費	120,000	54,000	現地指導の実費弁償等 2名*20か所*3,000円
3. 猫の譲渡の推進事業費	10,000	110,000	譲渡会等の情報収集及び情報発信 (HP作成・運営費等)
4. 定例会議費	60,000	160,000	定例会議 (交通費実費弁償 平均1,500円* 10名*4回)
5. 事務費	450,000	273,000	文房具、封筒、郵送料、振込手数料、 コピーメンテナンス料、旅費等
6. 保険料	150,000	260,000	ボランティア保険 (500円*44名=22,000円) 情報漏えい賠償保険 (120,000円) 管理者損害賠償保険 (8,000円)
7. 事業立上経費	0	543,000	(初期費用: 礼金、事務所備品等)
8. 予備費	100,000	0	
合計	11,100,000	11,000,000	

※上記のほか、協議会事務局の運営については、「神戸市人と猫との共生推進協議会事務局費」補助金 9,000,000 円を充てる。

(内訳) 事務所借上費 672,000 円、光熱水費 60,000 円、通信費 250,000 円、
人件費 2 名 6,978,000、社会保険料等 1,040,000 円

平成 29 年度 事業収支決算見込

(一般会計)

収入の部

平成29年4月1日～平成30年3月31日(単位:円)

科目	予算額	収入見込額	摘要
1. 「神戸市人と猫との共生推進協議会事業費」補助金	11,000,000	17,000,000	神戸市から(当初11,000,000円、追加6,000,000円)
2. 寄付	0	2,048,000	(株)フェリシモ他
合計	11,000,000	19,048,000	

支出の部

平成29年4月1日～平成30年3月31日(単位:円)

科目	予算額	執行見込額	摘要
1. 野良猫繁殖制限事業費	9,600,000	17,355,000	不妊去勢手術費用(2,066匹見込) 現地作業等の実費弁償、印刷経費(事前周知チラシ、猫管理票等)
2. 野良猫の給餌等に関する指導助言費	54,000	103,000	現地指導の実費弁償等
3. 猫の譲渡の推進事業費	110,000	10,000	譲渡会等の情報収集及び情報発信 (HP作成・運営費等)
4. 定例会議費	160,000	49,000	定例会議 (交通費実費弁償、会場借上げ費)
5. 事務費	273,000	453,000	文房具、封筒、郵送料、振込手数料、 コピーメンテナンス料、旅費等
6. 保険料	260,000	128,000	情報漏えい賠償保険、管理者損害賠償保険
7. 事業立上げ経費	543,000	950,000	初期費用 (H29.3月分事務所借上費、礼金、事務所備品等)
合計	11,000,000	19,048,000	

繰越金 0円

人と猫との共生に関するガイドライン（骨子案）

ガイドラインの目的、考え方等	はじめに	
	現状と課題	
	基本的な考え方	
	定義	
猫についての基礎知識（猫に関わるにあたり、理解しておくべきこと）	猫の生態	
	猫に係る法規制	
飼い猫	飼う前に	
	適正な飼い方	
	飼えなくなったときの措置	
	飼い猫が死亡したときは	
野良猫	野良猫の位置づけ	
	野良猫の適正管理の共通ルール	①不妊去勢手術
		②適正給餌
		③ふん尿の管理
		④周辺住民とのコミュニケーション
	野良猫の適正管理の場所別ルール	
	地域猫活動 （神戸市版登録制度）	意義
		登録要件
		取り組み方
	野良猫の忌避方法	
関係者の責務・役割	市	
	獣医師が組織する団体	
	共生推進活動団体等	
	動物取扱業者	
	市民及び事業者	
	神戸市人と猫との共生推進協議会	

ガイドラインの目的、考え方等

はじめに

- ・H29「人と猫との共生に関する条例」が施行された。
- ・条例では、飼い主をはじめとした各主体が猫の適正管理について責務・役割を果たし、一体となって取組みを行うことで、猫によるトラブルと殺処分をなくし、人と猫が共生する社会の実現をめざしている。
- ・よって、本ガイドラインは、猫の適正な取扱いについて具体化するとともに、各主体がすべきことを整理することを目的とする。
- ・なお、本ガイドラインは、今後の進捗状況に応じて適宜見直すこととする。

現状と課題

- ・ペットの重要性が高まる一方で、野良猫が増え、ふん尿や無責任な給餌が住民トラブルの原因になっている。
- ・野良猫は、飼い猫の不適切な取扱い（外飼い・遺棄）により増えたものである。
- ・引取り・殺処分のほとんどが野良猫の子猫である。
- ・国は指針で、引取り数の削減と殺処分数率の減少を求めている。
- ・猫は愛護動物であり、野良猫であっても、捕獲・給餌禁止はできない。
- ・市では、地域猫活動を推進してきているが、いまだ課題の解決には至っていない。
（データ：猫の苦情数、引取り、殺処分数等）

基本的な考え方

- ・飼い猫は、周囲に迷惑をかけないように、飼い主の責任で適正に飼うこと。
- ・野良猫は、周囲に迷惑をかけないように、適切に管理し、不妊手術及び譲渡により、数を減らしていくこと。
- ・各主体が、上２点のために、責務・役割を果たすこと。

定義（略）

猫についての基礎知識（猫に関わるにあたり、理解しておくべきこと）

猫の生態

- ・繁殖（性行動、繁殖、不妊去勢手術のメリットデメリット、多頭崩壊のリスク）
- ・運動（立体的に行動する、工夫することで室内だけで問題なく飼育できる、外飼いは猫にとっても危険）
- ・マーキング（不妊去勢手術により軽減可能）
- ・食事・給水（必要経費、キャットフードの選び方）
- ・排せつ（トイレを清潔にすること、野良猫であってもトイレのしつけは可能）
- ・寿命（10 年～最長 20 年以上、老化に伴う諸症状・必要な介護、必要経費）
- ・病気（ワクチン・ノミ予防の必要性、よくある病気、人獣共通感染症）
- ・その他、鳴き声、行動パターン、グルーミング…

猫に係る法規制

- ・動愛法（遺棄・虐待の禁止、飼い主責任等）、県動愛条例、市共生条例、…

飼い猫

飼う前に

- ・周囲に迷惑をかけずに終生飼養する責任があることを自覚すること。
 - ・迷惑をかけない：室内飼育、清掃・防音、不妊去勢手術、適正に飼える匹数…
 - ・終生飼養：引越・出産等の生活環境の変化、アレルギー、看取るまでの世話・経費、入院・死亡時の備え、飼えなくなったときの措置…
- ・ペットショップで買うのではなく、保護猫を迎えることも検討すること。
- ・自分にあった猫を選ぶこと（例えば、高齢者には子猫より成猫が望ましい）。

適正な飼い方

- ・終生飼養（費用・手間等を勘案して、適正に飼える匹数を、最期まで飼う）
- ・室内飼育（トイレや爪とぎ等のしつけ、室内だけで快適に生活させる工夫、脱走防止の工夫）
- ・複数飼いするときの注意点（相性の見方、慣れさせ方、トイレ等を十分に用意する）
- ・所有者明示（迷子・災害対策として必要。具体的には首輪、マイクロチップ）
- ・不妊去勢手術（多頭崩壊させない）
- ・災害対策（所有者明示、同行避難できるしつけ、同行避難できる匹数に抑える、フード等の備蓄）
- ・健康管理（猫を守る：かかりつけ医をもつ、ワクチン等の健康管理、人を守る：濃厚な接触をしない）
- ・迷子になったとき（連絡する先を知っておく）
- ・一時預かり先の確保（旅行、入院時等）

飼えなくなったときの措置

- ・譲渡先の探し方
- ・最終手段としての行政引取り
- ・遺棄の禁止

飼い猫が死亡したときは

- ・火葬方法（民間、行政）
- ・ペットロス

野良猫

野良猫の位置づけ

- ・野良猫は、飼い猫の不適切な取扱い（外飼い・遺棄）により増えたものである。猫にとっても、屋内飼育されることが安全であり、野良猫は減らすべきである。
- ・野良猫に単に給餌するだけでは、子猫を増やし、トラブルを増やす（猫嫌いを増やす）だけであると理解すること。
- ・野良猫の世話をする場合、可能な範囲で、自ら飼い猫として屋内飼育するか、譲渡に努めること。
- ・それが不可能な場合は、以下のルールにより適正管理することで、周囲に迷惑をかけず、数を減らしていくこと。
- ・適正管理にあたっては、特に、地域ぐるみの活動である「地域猫活動」が望ましいこと。
- ・市では、野良猫を捕獲しない、また、殺処分目的で捕獲した野良猫の引取りは行われていない。

野良猫の適正管理の共通ルール

①不妊去勢手術

- ・世話をする野良猫には不妊去勢手術をしてこれ以上数を増やさない（V字カットで明示する）。
- ・手術のための捕獲時には、飼い猫化や譲渡に努め、不可能な場合に限り、リリースする。

②適正給餌

- ・給餌場所の所有者・管理者にあらかじめ了承を得た場所で給餌する（禁止されているところではやらない）。
- ・置きエサをせず、猫が食べたら片づける（こそこそせず、適正に行っていることをアピールする）。
- ・給餌は周囲に迷惑をかけないよう特に注意して行い、苦情等があれば誠意をもって対応する。

③ふん尿の管理

- ・猫用トイレを設置し、定期的に清掃する（こそこそせず、適正に行っていることをアピールする）。
- ・世話をする猫の行動範囲の把握に努め、トイレ以外の清掃にも努める。

④周辺住民とのコミュニケーション

- ・猫アレルギーの人、猫が嫌いな人に配慮する。
- ・野良猫の適正管理のための活動であることについて、丁寧に十分な説明を行う。

野良猫の適正管理の場所別ルール

- ・公共の場所で野良猫の世話をする場合、あらかじめ管理者の了承を得るとともに、当該場所の利用ルールに従うこと。
- ・公園で野良猫の世話をする場合、利用規約や、公園管理会等の有無を確認し、公園内で行おうとする活動内容について、あらかじめ公園管理者及び関係者に説明し、了承を得たものについてのみ行うこと。（想定例：TNRはよいが、給餌は不可／給餌はよいがトイレの設置は不可 etc…）また、他の公園利用者に迷惑をかけないよう配慮し、苦情等があれば誠意をもって対応すること。なお、活動の責任者を明確にするために、地域猫活動団体としての登録（後述）を行うことが望ましい。

地域猫活動（神戸市版登録制度）

意義

- ・地域猫活動は、地域の理解のもとで、地域でルールを決めて、野良猫を適正管理（①不妊去勢手術、②適正給餌、③ふん尿の管理…前掲）する活動であること。
- ・地域猫活動は、野良猫の数と迷惑を減らすだけでなく、地域のコミュニケーションを活発化するなど、地域を良くする活動でもあること。（地域猫活動自体は、野良猫がいなくなるまでの過渡的な対策）

登録要件	・地域の同意を得ていること（例：自治会長の同意書）。 ・責任をもって継続的に活動できる、2人以上の団体であること。 ・うち1人は、その地域に居住していること。 ・活動状況を年1回市に報告すること。苦情等には、誠意をもって対応すること。
取り組み方	①地域住民の理解 ・周囲の住民に、十分に地域猫活動の趣旨を説明し、理解を得る。 ・飼い猫の野良猫化を防ぐために、飼い主にも適正管理をよびかける。 ・猫が嫌いな人を否定せず、感情的なトラブルを起こさない。 ・活動をはじめてからも、活動状況を積極的に広報するなど、地域の理解を深めるよう努める。 ・出前トークやチラシなど、市の制度を利用する。 ②ルール作り ・給餌場所・時間、トイレの設置、清掃の頻度など、地域の状況に応じたルールを作り、共有する。 ③不妊去勢手術、適正給餌、ふん尿の管理 … 前掲（共通ルール） ④地域猫の管理 ・世話をする猫を台帳で管理し、手術実施状況や増減を把握する。
野良猫の忌避方法 ・野良猫が敷地に入ってくる等で困っている場合は、必要に応じて自衛策を講じていただきたい。 ・猫の忌避方法の紹介 ・市の支援（忌避剤サンプル提供、超音波発生器の貸出し）の紹介	

関係者の責務・役割

市	・本ガイドラインの普及啓発を行う。 ・協議会と連携する。 ・協議会や地域猫活動団体等が行う事業の普及啓発や支援を行う。 ・市民からの相談対応を行う。
獣医師が組織する団体	・猫の不妊去勢手術（野良猫にはV字カットも）を実施する。 ・猫の生態、疾病予防、マイクロチップ等について情報提供する。 ・ミルクボランティアや健康管理など、獣医療面から、譲渡の推進に協力する。
共生推進活動団体等	・市・協議会その他関係機関等の事業に協力する。 例）地域猫活動を自ら行う又は地域猫活動を行おうとする者に具体的な助言を行う。 例）譲渡事業を自ら行う又は譲渡事業に協力する。また、新しい飼い主に適正管理の助言を行う。 例）子どもへの教育を行う。
動物取扱業者	・猫の販売・譲渡しを行う際に、猫の適正管理・関係法令等について、説明し、十分に理解させる。
市民及び事業者	・猫問題は地域で取り組む問題であると認識し、飼い主のマナー啓発も含め、できるだけ自治会等で取り組みを進める。 ・野良猫の適正管理・地域猫活動への理解を深める。 ・飼い主や野良猫の適正管理・地域猫活動に取り組む人は、周囲に迷惑をかけないように努める。
神戸市人と猫との共生推進協議会	・人と猫との共生を実現していくための推進主体として、市等と連携して事業を実施する。 ①野良猫の生態等を考慮して、一定区域内の不妊去勢手術を計画的に行うことで、効果的に繁殖制限を行う。地域猫活動団体への支援のほか、直営での繁殖制限も実施し、不適正な給餌者には必要な指導助言を行う。 ②市内の譲渡会情報を集約・発信することで、猫の譲渡を推進する。 ・その他、構成団体が、それぞれの立場を生かして、積極的な議論を行う。

篤志者感謝状授与規程案

平成 30 年 3 月 20 日決定

（目的）

第 1 条 この規程は、篤志者に対する感謝状の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「篤志者」とは、公益のために本協議会に対して負担条件を付さないで 100 万円以上の金品の寄附をなしたものをいう。

（感謝状の授与）

第 3 条 会長は、篤志者に対して感謝状を授与する。

（感謝状の授与の方法）

第 4 条 感謝状の授与は、年 1 回式日を定めて行う。ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。

（施行細目の委任）

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

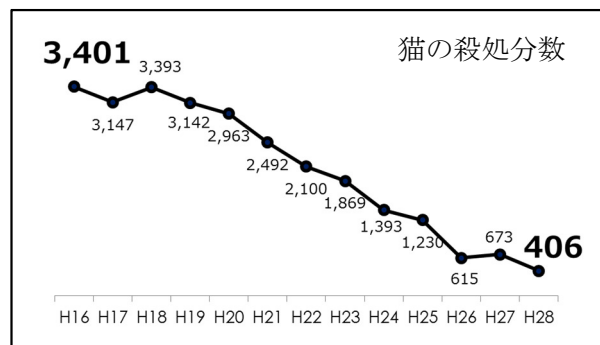
この規程は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

「神戸市人と猫との共生に関する条例」の取組み状況について

平成 30 年 3 月 20 日 神戸市保健福祉局

1. はじめに

- 神戸市や飼い主、市民、NPOなどが一体となって、野良猫による苦情や猫の殺処分をなくしていくことで、人と猫が共生できるまちづくりをめざす「神戸市人と猫との共生に関する条例」が平成 29 年 4 月に施行。
- 条例に基づく「神戸市人と猫との共生推進協議会」と神戸市が協働し、野良猫をこれ以上増やさない取組み（繁殖制限事業等）や猫の譲渡などの事業を推進。



2. 活動の進捗状況

(1) 「地域猫活動」の推進

- 人に迷惑をかけずに一代限りの猫を見守り、不幸な野良猫をなくしていく活動。①不妊去勢手術の徹底、②適正な給餌やふん尿の後始末などによる管理、③地域の理解を得ることが必要。
現在 **96 団体** が活動中！

(2) 「繁殖制限事業」の推進

- 条例の施行前から PR に努め、全国からの注目事業であることから、事業開始当初に不妊手術の要望が殺到。
- 寄せられた要望の必要性（苦情の有無、生息状況、地域猫活動の状況）等を検討し、対策区域を選定して不妊手術を実施。対策地域として **242 地域** を選定、**1,813 匹** の野良猫に不妊去勢手術を実施（11 月末現在）。

地域猫活動。
現在 **96** 団体が活動中！

1. 不妊去勢手術の徹底
▶ 野良猫の出生数減少↓

2. 適正な給餌や糞尿の後始末などによる管理
▶ 排泄物や食残し等の減少↓

3. 地域の理解
▶ トラブルの減少↓
コミュニケーションの向上↑

野良猫の繁殖制限事業。

実施状況 **242** 地域
1,813 匹
(H30 年 2 月末)

3. 「ふるさと納税制度」を活用した譲渡促進事業の支援

- ㈱フェリシモとも提携、H28 年度 463 件、857 万 6 千円の寄附をいただき、譲渡促進事業に充当。
今年度は協議会事業の支援にも充当。
- これらの取組みにより、
猫の譲渡数：H27 年度の 91 匹⇒H28 年度 161 匹位増加、
殺処分数：673 匹⇒406 匹に減少。**殺処分率**も 88%⇒70%と着実に減少。
- H29 年度は 2 月末現在で、662 件、13,530 千円の寄附をいただいております、協議会事業の繁殖制限 700 匹分のほか、譲渡前仔猫のミルクボランティア 184 匹、譲渡候補犬猫の健康管理 9 匹・不妊去勢手術 54 匹分に充当しています。